

＝12月は“町税等の徴収強化月間”です！＝

町は、12月を「町税等徴収強化月間」と定め、町税（道町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）および使用料（介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、町営住宅料、水道料、下水道料、医療費）の徴収強化に取り組みます。

【徴収強化の取組】

●納付相談

町税および使用料を納期限内に納めることが難しい方の相談を随時受け付けていますので、ご相談ください。

●催告と訪問徴収

納期を過ぎても納付されていない方には、文書・電話による催告、自宅や勤務先へ訪問します。

●滞納処分等の強化

町税および使用料の滞納者で、完納に向けた納付意思が認められない方、納付誓約を守らない方などに対し、勤務先への給与調査、官公署や金融機関への財産調査などを実施し、差押などの滞納処分を行います。

【納付書をご確認ください】

お手元の納付書などをご確認いただき、まだ納付していない町税および使用料がありましたら、お早めに納付ください。

なお、納付書が見当たらない場合は、役場までお越しいただくか、電話でお問い合わせください。

【便利で確実な口座振替をご利用ください】

口座振替は、預金口座から町税および使用料が各納期限に合わせて自動的に引落とされますので、日中お忙しい方や不在がちな方に大変便利です。

口座振替を希望される方は、預金通帳と通帳使用印をご持参のうえ、町内の金融機関でお申し込みください。

納付に関する相談は随時受け付けておりますので、お早めにご相談ください。

お問い合わせ先

		電話	告知端末機
・町税	住民生活課 住民グループ	5-1112	5-8812
・後期高齢者医療保険料	住民生活課 生活グループ	5-1112	5-8812
・介護保険料	保健福祉課 福祉グループ	5-1113	5-8813
・町営住宅料、水道料、下水道料	建設管理課 管理グループ	5-1116	5-8816
・保育料	認定こども園	5-1254	電話と同じ
・医療費	幌延町国民健康保険診療所	5-1221	電話と同じ

気象台一口メモ

宗谷地方初の 震度5弱から1年

令和元年12月12日01時09分に発生した“宗谷地方北部を震源とする地震”から1年が経ちました。この宗谷地方初の震度5弱を経験するまで、「宗谷地方には大きな地震は来ない」と思っていた人もいたのではないのでしょうか。

宗谷地方には「サロベツ断層帯」という活断層があります。この活断層は、日本の主な活断層の中では30年以内に地震が発生する可能性が高いと評価されており、最大震度6強以上という宗谷地方では経験したことのない強い揺れが想定されています。2年前の『平成30年北海道胆振東部地震』を思い出すまでもなく、かなりの被害を受けることが想像できます。

自分や家族の命を守るためにも、何も起きていない今のうちに備えることをお勧めします。また、これから冬本番を迎える時期ですので、寒さ対策についても備えておくとう良いでしょう。

○**基本的な備え**…家具・家電などの耐震固定、避難経路・避難場所の確認など

○**停電対策**…懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリーなど

○**非常食等**…食料、飲料水、カセットコンロおよびボンベなど

○**寒さ対策**…防寒着、使い捨てカイロ、毛布や断熱シートなど

○**その他生活に必要なもの**…薬、眼鏡など

お問い合わせ先: 稚内地方気象台 電話: 0162-23-2679

十月定例俳句会作品

秋冷や草地に堆肥匂う里
秋冷の身振るいひとつしておきる
カーテンを厚手に更る秋の冷え
秋冷や耳には調べ目にしづく
黄に染めて秋冷やかに山降りぬ
秋冷の水こんと秘境駅

幌延ほおずき俳句会

横山 貞雄
小玉 利治
富樫 堅一
富樫 とも子
田中 順子
田中 徹男